

EPA（Economic Partnership Agreement）とは？

特定の国・地域同士での貿易を促進するために、**輸出入にかかる関税の撤廃・削減**(※)などを約束。
EPAの利用により、**価格競争力が向上**するほか、**輸出入拡大に寄与**することが期待されます。

日本国とA国がEPAを結んだ場合

輸入の際にかかる金額が安くなる！

輸出の際にかかる金額が安くなる！



(※) EPA税率適用のためには、条件を満たす必要があります。

日本におけるEPAの現状 (2025年7月時点)

EPA等
発効済
(20)

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル、CPTPP、EU、米国、英国、RCEP

EPAを利用したいと思ったら、以下の手順を確認ください (輸入の例)



①相手国と日本がEPA等を締結しているか

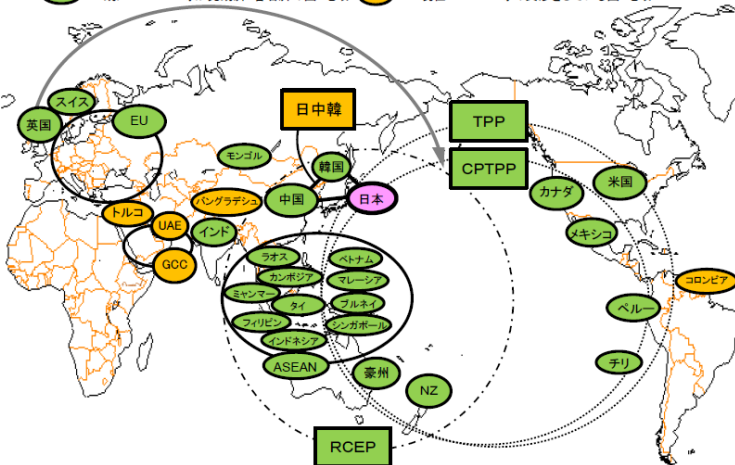
②輸入する物品は**関税引き下げの対象**となっているか

③EPA相手国で作られた物品であるかなど、**原産地規則**を満たしているか

④輸入申告に必要な書類（原産地証明等）を整え、税関に提出します

■ 発効済の締約国との貿易額が日本の貿易総額の**約8割**を占めています。

● : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域 ● : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



(注1) GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)
(注2) 米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

出典：財務省貿易統計（2024年確速値）

税関ホームページのご案内

輸出入に係る各EPAのご利用に際しては

⇒ 税関ホームページ

「EPA・原産地規則ポータル」

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

(QRコードはこちら)

EPA・原産地規則ポータルには、**輸入時の税率、品目別原産地規則、証明書類の様式見本**など、輸出入手続きに役立つ各種の原産地規則・手続に関する資料を掲載しております

ぜひご活用ください！



初めてEPAで輸出する方は、
⇒ **初めてEPAで輸出／輸出相談**をクリック

EPA・原産地規則を説明する講師を派遣します

神戸税関では、EPA利活用支援の一環として、輸出入に携わる企業、各種業界団体の皆さまが開催する説明会や研修会に、職員を講師として派遣しております。
ご希望がございましたら、お気軽にご相談下さい。

※個社単位ではなく、関連会社等と合同で開催の場合に対応致します。

- **説明内容** EPAの利活用方法、原産地規則の概要、ケーススタディ 等
(例) 食品、化学品、繊維製品、工業製品など各種原産地規則の概要、証明手続他
※企業団体主催のセミナーでも、EPAの概要やメリットなどご要望に応じて対応。
- **講 師** 神戸税関 業務部 首席原産地調査官部門職員
- **費 用** 無料。講演料、交通費等の負担は不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材、資料印刷は主催者側でご準備下さい。
- **場 所** 貴団体の所在地、Webを用いたオンライン説明 等

EPAの利用、原産地規則、証明手続等について、個別の相談対応や情報提供を行っております。以下をご用意の上、メールまたは電話でお問合せください。

- (1) ご連絡先(お名前、会社名、お電話番号等)
- (2) 相談したい内容の概要

(お問い合わせ先)

神戸税関 業務部 首席原産地調査官

TEL : 078-333-3097

E-mail : kobe-gensan@customs.go.jp



！ **EPAのメリットを
大いに活用しましょう!**